



Title	児童養護施設で暮らす障害のある子どもの進路と支援
Author(s)	新藤, こずえ
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 138, 119-136
Issue Date	2021-06-25
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.138.119
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82176
Type	departmental bulletin paper
File Information	10-1882-1669-138.pdf



児童養護施設で暮らす障害のある 子どもの進路と支援

新 藤 こずえ*

【要旨】 近年、児童養護施設で暮らす障害のある子どもが増加している。本稿では、その背景を概観したうえで、従来、児童養護施設で取り組まれてきた自立支援のあり方を問い直すものとして、施設における障害のある子どもの進路支援に焦点をあてる。施設職員を対象としたインタビュー調査の結果、進路支援の前提として、学齢期を通して子ども自身の障害受容を促す支援が行われているが、高校進学段階では、普通高校よりも特別支援学校高等部への進学を後押しする働きかけが行われていることが明らかになった。しかし、障害のある子どもに対するこうした進路支援を含む自立支援は、子どもたちが望む「ふつう」の生活をあきらめさせることにもつながっている。他方で、障害のある子どもに対する進路支援は、ライフコースを通じてケアやサポートを利用しながら生きる、つまり依存しながら自立する可能性を広げる契機にもなっていると考えられる。

【キーワード】 社会的養護、知的障害、発達障害、ライフコース

第1章 児童養護施設における障害のある子どもの概況

児童養護施設にはさまざまな困難を抱えた子どもたちが暮らしている。入所理由（養護問題発生理由）は、虐待（虐待・酷使、棄児、養育拒否を含む）が45.2%を占め、次いで母の精神疾患等が14.8%、破産等の経済的理由が4.9%となっており、子ども自身の「障害」が入所の主たる理由であるものは全体の0.4%に過ぎない（厚生労働省子ども家庭局2020a）。しかし、施設で暮らす子どものうち知的障害や発達障害など何らかの障害がある子どもの割合は36.7%にのぼっている（2018年2月1日現在）¹⁾。社会的養護における要保護児童が抱える課題としては、虐待が大きな問題となっているため、障害に関する問題は虐待に比べて注目されているとは言い難いものの、児童養護施設では障害がありかつ養護性のある子どもが増加している。その背景には、第一に、子ども全体のなかで障害を抱える子どもが増加していること²⁾、第二に、被虐待児のうち障害のある子どもが一般に比べて高い割合で含まれており、要保護児童となっていること³⁾、第三に、社会的養護における障害のある子どもの養育の場として、相対的に家庭養護よりも施設養護すなわち児童養護施設が選択される割合が高いことがあげられる⁴⁾。しかし、児童養護施設は障害児入所施設のような障害のある子ども専門の施設ではない⁵⁾。そのため、障害児としてのケアを受けられない状況や、障害特性に応じた支援を行うにあたってのさまざまな課題があることが指摘されている（中村2013,2016;木全ほか2010）。一方、学校では障害特性に配慮した特別支援教育があるものの、施設と学校の連

*上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授
DOI : 10.14943/b.edu.138.119

携には課題があることが明らかにされている（村松2018）。児童養護施設入所児童の状況について小学校を対象に調査を行った村松ほか（2016）の研究では、施設入所児童の指導上の困難への対応として、おもに施設の子どもの指導を念頭においた特別支援学級の設置が検討されている学校や、「特別支援学級の9割が施設から来る子ども」である学校の存在が明らかにされており、施設から通う障害のある子どもの固有性に沿った教育が求められていることが示されている。また、施設において3割以上の子どもが発達障害をもっているという実態は、これまで議論されてきた施設における自立支援のあり方を根本的に問い直すものであるという指摘もなされている（伊藤2009）。そのため、施設における障害のある子どもに対する支援は、障害特性に配慮したケアにとどまらず、子どもの進路も含め、退所後の生活や就労を見据えた支援が重要となっている。これまでの研究において、児童養護施設の子どもについては、経済的問題や学力の問題、そしてそれに対する支援体制の不備が繰り返し指摘されてきたが（西田2011）、近年では、障害のみならずメンタルヘルスや不登校の課題を抱える子どもも少なくないことが明らかにされている（埼玉県児童福祉施設協議会2019）。そのため、施設では、障害の有無に限らず、就労や進学による独力での自立が困難な子どもへの対応が求められている。同時に、子どもの進路は、施設職員や教師による働きかけによって変化することが明らかにされており（長瀬2011、永野2012、吉田2018）、施設職員が与える影響が大きいことが示唆されている。しかし、施設の子どもの大学等への進学機会の拡充を目的とした経済的支援や学習支援の対象となりにくい障害のある子どもに焦点をあてた進路支援は十分に検討されているとはいえない。そこで本稿では、児童養護施設における障害のある子どもの進路支援に焦点をあて、進路選択のプロセスにおける職員と子ども本人や親、学校などの関係機関との関わりを通して、職員による支援の意味を探ることを目的とする。

第2章 児童養護施設で暮らす障害のある子どもの進路

第1節 障害のある子どもの進路の概要

児童養護施設で暮らす子ども全体の中学校卒業後の進路をみると、2018年度末卒業児童の94.3%が高校等に進学している（厚生労働省子ども家庭局2020b）。全国の高校進学率98.8%と比較すると、4.5ポイント低いものの、ほとんどの子どもが高校に進学していることがわかる⁶⁾。障害のある子どもも進学しているが、高校進学にあたってはさまざまな検討が必要になる。

まず、児童養護施設は2～18歳までの子どもを主たる対象としているが⁷⁾、医療的ケアや乳幼児段階で療育などのケアが必要な比較的重度の障害がある場合は、障害児入所施設への入所となる。そのため、児童養護施設においては、障害程度としては比較的軽度の知的障害や発達障害のある子どもが生活している。しかし、軽度であるがゆえに施設に入所するまで障害のあることを養育者や本人が認識しておらず、認識していたとしても適切なケアを受けておらず、加えて、被虐待経験などから精神疾患を抱える子どももいる。だが、施設ではさまざまな困難を抱えている子どもたちが暮らしているため、障害の有無によって施設での生活が他児と大きく異なるわけではない⁸⁾。もともと、発達障害をもつ子どもたちは、他の子どもたちと区別されることもなく、施設に自然に受け入れられてきた長い歴史が存在している（伊藤2009）。

他方、子どもが生活するうえで、障害の有無が大きな影響を及ぼすのが学校生活である。施設に子どもが入所する年齢はさまざまであり、障害が明らかになるタイミングもさまざまであるが、ここでは学齢期で障害が明らかになった場合の進路について確認する。

まず、義務教育の段階では、大きくは特別支援学校と小中学校等の2つがある。特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を実施する。小中学校等では、特別支援学級と通級による指導がある。特別支援学級では、障害の種別ごとに学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施する。通級による指導では、大部分の授業を在籍する通常の学級で行いながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施する。児童養護施設で生活する障害のある子どもの場合は、義務教育の段階では、特別支援学級もしくは通級による指導が多いと考えられるが、障害があったとしても、教師や施設職員からみて学校生活上の問題がなく、子ども本人も希望しない場合は、こうした特別支援教育の枠組みに入らず普通級で学校生活を送ることもある。

しかしながら、高校に進学する段階では、学力が進路に及ぼす影響が大きくなるため、療育手帳取得に該当するレベルの障害がある場合は、1つめの選択肢として障害のある子どもに特化した特別支援学校高等部への進学が検討される。だが近年、障害者雇用枠での就労を目指した教育カリキュラムのある特別支援学校高等部の人気が高まっており⁹⁾、志望しても入学できるとは限らない。そのため、2つめの選択肢として、中学校まで普通級や通級指導で学校生活を送ってきた子どもは普通高校を目指すこともある。全日制高校においても特別支援教育を充実させるという動きがあるが（文部科学省2015）、限定的なものである。3つめの選択肢としては、入学するにあたって学力の影響を比較的受けづらい通信制高校や定時制高校への進学がある。その他、近年では単位制高校や総合学科のある高校もあり、発達障害の傾向や不登校経験のある多様な子どもを受け入れている学校が進路の選択肢となりうる。

第2節 障害のある子どもの進路の課題

このように、高校進学の際では幅広い選択肢があるように見えるものの、児童養護施設で暮らす障害のある子どもたちにとっては、費用の問題や卒業後の進路を含めた支援が得られるかどうかなど、現実的な選択肢となるのか検討が必要であり、実際には施設職員や教師による進路支援（進路への水路づけ）が重要な意味を持つことになる。この点については、療育手帳を用いた子どもの進路指導の実態が明らかにされており、進路指導の厳しさや指導体制確立の必要性が指摘されている（吉田2018）。

全国児童養護施設協議会（2006）の調査では、中学卒業後に進学した児童養護施設の子ども全体の11.7%が中退したことを明らかにしている。校種・課程別にみると、定時制においては25.5%が中退しているのに対して、全日制公立高校普通科の中退率は11.5%、盲学校・聾学校・養護学校（特別支援学校）高等部の中退率は3.3%にとどまっている。

児童養護施設で暮らす障害のある子どもたちは、こうした状況のなかで進路を選択していかねばならない。また、施設の中には、高校に進学しなかったり高校を中退したりすると、18歳未満でも退所させる施設もある。進学しなければ施設を退所しなければならず、退所すれば住む場所を失うことになる。こうした状況に対して、「自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき」（厚生労働省子ども家庭局2020b）といった自立支援の方針が出されているものの、こういった方針が出されること自体、現実には18歳未満で退所させる

施設があることの裏返しであるとも言える。では、施設では、障害のある子どもに対して具体的にどのような進路支援を行っているのだろうか。

第3章 児童養護施設における障害のある子どもの進路の支援

第1節 調査の概要

このような問題意識から、障害のある子どもの施設内でのケアと進路支援、退所後を見据えておこなわれるサポートのあり方を検討することを目的として、児童養護施設の職員を対象に、①勤務施設における障害のある子どもの状況および配慮や関わりの困難、家族との関わり、②障害のある子どもの進路への支援（小中学校、高校進学）と関係機関との連携、③リーディングケアの状況についてインタビュー調査を実施した。本稿では①と②に焦点をあてて考察を行う。調査手続きとしては、筆者がこれまでの実施した調査研究のなかで、障害のある子どもの存在が確認されていた複数の児童養護施設に対し、勤務経験が長い（10年以上）職員を対象とした協力依頼をした。その結果、10人から協力が得られた。調査方法は半構造化インタビューで回数は1人あたり1～2回、所要時間は1人につき1時間から2時間であった。発話内容はインタビュー対象者の承諾が得られた場合は音声録音し、それ以外の場合はメモを取った。録音データおよびメモはデータとして書き起こし分析を行った。調査期間は2015年9月～2018年3月である。

倫理的配慮として、本研究の遂行にあたり、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守するとともに、立正大学研究倫理審査委員会の審査および北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査を受けた。調査協力者には研究倫理の遵守を説明の上、書面による同意・承諾を得た。

第2節 職員からみた障害のある子どもの状況

まず、インタビュー協力者の基本的属性とこれまでに担当した障害のある子どもの状況について概観すると、施設における障害のある子どもの全国的動向のデータ（厚生労働省子ども家庭局 2020a）で明らかにされている状況を裏付けるものであった。比較的軽度の知的障害と発達障害が中心であるが、診断はされていないものの支援者からみると境界域にあるとみられる「ボーダー」の子どもが多く、一方でダウン症などの知的発達の遅れのみならず身体に影響を及ぼす疾患を引き起こす可能性の高い、軽度とは言えない障害を持つ子どもや、精神疾患のために通院や服薬が必要な子どももみられた（表1）。

表1 インタビュー調査協力者の基本属性と勤務施設における障害のある子どもの状況

No.	年齢	性別	勤務年数	職種・資格等	担当経験のある障害のある子どもの状況
1	50代	男性	20年以上	施設長	・身体障害はほとんどいない。知的障害と発達障害がメインになる。 ・療育手帳を取得しないと特別支援学校高等部に進学できないため、IQ70以上で知的障害とはいえないがボーダーの子どもが問題になる。 ・アスペルガーの子どもは、私立の不登校向けのサポート高校に入学している。

2	50代	男性	20年以上	施設長 社会福祉士	・施設の中学生の約半数が特別支援学級に通っている。 ・入所児童の被虐待児8割（ネグレクト含む）、発達障害4割、知的障害4割（発達障害と知的障害は重複も含む）、2割の子どもには投薬が必要。ADHDや抑うつなど。
3	50代	男性	20年以上	副施設長 社会福祉士 臨床心理士	・ADHD系で高校を卒業できなかった子どもがいる。 ・（発達障害の子どもで）人の情とか（中略）気持ちが伝わる子はうまくいくが、それが理解できず、わからないような子どもたちは難しい。
4	30代	女性	10～20年	児童指導員 社会福祉士	・能力検査が低いだけではなくコミュニケーションや理解力などで発達障害と思われる特性がある子どもはトラブルも絶えなかった。 ・（精神疾患の）服薬しないと不調を起こす精神的に問題のある子どもがいる。
5	30代	男性	10～20年	児童指導員 臨床心理士	・アスペルガー、ADHD、自閉症、PDD（広汎性発達障害）、ASD（自閉症スペクトラム）などの子どもを担当した。 ・軽度から中度にかからないぐらい、IQでは50台ぐらいまでの子ども。
6	40代	女性	10～20年	児童指導員 保育士	・知的障害があると思うけれども知能検査すると、IQが高く出る子ども（＝そのために療育手帳が取得できない）。 ・昔は発達障害という名前はなかったので「変わり者」などと言われてきた子どもたちがいる。
7	50代	女性	10～20年	児童指導員 教員免許	・児童精神科や精神科にかかる子どもが増えている。特に性的虐待だと心を開けなかったり、開いても表面だけになっている。
8	50代	男性	20年以上	施設長	・施設の子どもたちが通っている小学校の特別支援クラスは全員この施設の子どもである。
9	70代	女性	20年以上	施設長	・施設内に障害のある子ども専門のユニットがある。 ・（調査時の入所児童）78人のうち10人が小学部から小・中・高等部のある特別支援学校に通っており、うち1人はダウン症である。 ・（障害が重く）口もきけず（排泄物が）垂れ流しだった子どもがいたが、施設で生活するうちにトイレに行けるし口もきけるようになった。
10	30代	女性	10～20年	児童指導員 保育士	・入所時のアセスメントで通院、服薬が必要というのは当たり前で、そういう子が何人もいる状況である。

そのうえで、施設で暮らす障害のある子どもには、「障害」以外にも複数の困難を抱えており、とりわけ、施設入所前の被虐待経験や養育環境の問題が子どもに影響を与えているという指摘が多くみられた。

- ・発達障害があつて、虐待経験もあつてみたい子だと、障害だけでなく虐待経験も含めた支援になる（No.4）。
- ・虐待というものが絡んでくるので、知的障害っていうのはあれですけど、発達障害っていうのはどっち、元々持ったものなのか、養育環境の中でそうなったのかっていうのは微妙で、虐待の影響っていうのも絡んでくる（中略）本当に重篤な虐待を受けてきて。すごくこだわりが強いんですけど、それは、今まで自分の世界に引きこもらなければ生きてこれなかったんだろうなと、そういう環境の影響がかなり大きいんじゃないかなと思います（No.1）。
- ・全部が全部、発達障害だけの問題ではないと思いますね。家庭環境が一番子どもたちの中の根本だと思うので、どっちかっていうと、家庭環境のすさまじさが、なかなかそういったところ（筆者注：定型的な発達過程）に戻っていけないようなものがあると思いますね。発達障害プラス、結構な身体的虐待を受けてる子は、ちょっと難しいなと思ったりとかします（No.3）。

このように、障害に加えて被虐待経験のある子どもについては、「障害だけでなく虐待経験も含めた支援」が必要になると考えられている。その一方で、発達障害のように見える子どもの症状が、「元々持ったものなのか、養育環境の中でそうなったのか」は「微妙」であると捉えられている。「本当に重篤な虐待」のために「自分の世界に引きこもらなければ生きてこれなかった」のであり、その環境で生活せざるを得なかったために発達障害のような症状を引き起こしていると考えられている。また、「家庭環境のすさまじさ」、「結構な身体的虐待」のために、適切な養育環境であれば軽減や解消ができたかもしれない状態には「戻っていけない」とも考えている。障害と被虐待経験、不適切な養育環境といった複合的な困難をふまえながらも、既に「戻っていけない」障害を抱えた子どもへの支援を行わなければならないところに難しさがある。

第3節 普通級から特別支援学級への変更と高校進学に関わる支援

だが、子ども自身は少なくとも小学校の段階において、児童養護施設の生活のなかで「障害」があることを他の子どもとの差異として認識する機会は少ないという。

- ・（児童養護施設は）一般社会に比べて非常に器が大きい場所なので、実は（軽度知的障害）の子でも、通常学級の子でも、ここで暮らす分には、そんなに差を感じることがないんですね。（中略）一般社会で生活するよりも、多分生活しやすいですね。この子どもたちは特学に通ってるからとか、そういうことでその子のことを差別することは全くしないので（No.5）。

児童養護施設は、虐待やさまざまな養育環境のなかで育った多様な子どもたちを受け入れる場であるために、職員は「障害」をその子どもの特性の一つとして捉えて支援をしており、ともに暮らす子どもたちもまた、障害があることで「差別することは全くしない」と語られている。しかし、施設での生活面では支障がなくても、学校生活において徐々に学習面での遅れが目立つようになると、特別支援学級への移行が検討されることになる。同時に、子ども自身に「障害」があることを認識させ、特別支援教育の必要性を伝えることにもなる。

- ・ 小学校1年生とかでうちに入ってきて、最初は普通級にいたんです。でも勉強についていけなかったりクラスで孤立しちゃったりして、その子自身も楽しく学校生活を送れていないというのがあって、学校の先生や本人と話して、よりその子に合ったところに行こうというので特別支援学級に移ったんですね（No.10）。
- ・ やっぱ「障害」という言葉のインパクトが非常に子どもたちにとっても強いので、僕らも「君にはこういう障害がある」という言い方では話を持っていくことはなかなか難しいので、こういうところが他の子よりも苦手だなとか（中略）障害の有無ということではなくて、個人が持ってるスキルのレベルっていうところで子どもたちには話をするようにしてます（No.5）。
- ・（普通級で授業についていけなくなっている子どもについて）学校の先生にも連携をしながら、「（授業が理解できなくて）お客さんにならないように」と、彼のことを知ってもらいながら支えてもらって協力しながら（中学校に上がるときに）子ども本人と

ご家族と「どうするか」っていう話をして。本人は「(筆者注：特別支援学級に) 変えたい」って (No.4)。

学習面での遅れが普通級から特別支援学級への移動を検討するきっかけの根拠となっている。その時期はさまざまであるが、子どもの主観、児童養護施設の職員や学校(教師)からみた子どもの状況をふまえながら、特別支援教育の枠組みのなかで学校生活を送るという選択肢が検討される。前述したように、施設のなかでは「障害」が生活しづらさの原因になることはほとんどないと職員は考えている。しかし、中学校ではその先の高校進学を視野に入れると、障害受容や進路選択を含めた支援が必要になる。その際に、職員は子どもに対して「障害」という言葉で説明するのではなく、「こういうところが他の子よりも苦手だな」というような表現を用いて「個人が持つてくるスキルのレベル」として子どもが障害を理解し受容できるように工夫していた。

障害のある子どもの中学校卒業後の進路の主な選択肢としては、先に述べたとおり、特別支援学校高等部、全日制高校、通信制高校や定時制高校がある。中学校までの段階では、学級は異なっても地域の学校に通うが、高校進学段階で特別支援学校を選択する場合には、普通高校の進学とは異なる条件が課せられている。

- ・ 中学校在学中に療育手帳を取得してくださいというのが、絶対条件ではないんですけども、高校(特別支援学校高等部)からは求められますので、最初の障害受容といえますか、中学校2年生、3年生のときに、彼らと向き合わなければならない部分として出てきます (No.5)。
- ・ 療育手帳が取れないと、実際問題、特別支援学校へ行けないんですよね。(中略) 中学までは特別支援学級へ入れてくれても、高校となると、療育手帳がないとだめだというのが基本ラインなので、だから、われわれが一番苦労してるのは、ある意味、(IQが) 70以上で、知的障害とは言われないお子さんたちの問題 (No.1)。

このように、療育手帳を取得することが、実質的には特別支援学校高等部に進学するための条件になっている。中学校時代に療育手帳を取得するにあたって、子ども自身が改めて「障害」に向き合うことになる。また、特別支援学校高等部への進学は、普通高校に行く学校の友人や同じ施設の子どもたちとは異なる進路になることを意味する。しかし、特別支援学校への選択肢を示されることについての受け止め方は子どもによってさまざまである。

- ・ (障害に沿った進路支援を話し合う際に子どもが)「何なの、ばかにしてんの? (筆者注：自分に障害があると) そう思ってたわけ?」っていうところで怒りになって、「おまえの話なんて聞くか」っていうことになりがちな特性の子だったの。こちらから、それ(障害に沿った進路)を提案する、時期とか言い方とかタイミングとかっていうのも、ある程度、慎重に(中略)自分のことを「うちは、そんなこと(知的障害は)ない」って言うところで(自分を)守ってないと、多分、いられなかったなと思うんですね(中略)結局、「知的に低いんだ」じゃなくて、「精神的に、ちょっと私は……」の方にくっついた(納得した) (No.4)。

- ・（特別支援学校で学んでいる他児との関わりで学習の様子を）わかっている子たちは非常に話はスムーズですし、そっち（特別支援）の方で一所懸命、仕事する力を身につけていこうねっていう話で落とし込めるんですけども、やはりもう片方が、通常級にしながら、それでも、いや、自分は確かに頭が悪いし、みんなよりもとろいけれど、俺は障害者じゃないから特別支援学校には行かないと。どうしても全日制普通科の高校に行くんだっていうところで、そこをのみ込めない子どもってというのが非常に難しいなと思ってはいますね。苦労はしているけれども、障害とは認めたくないって部分ですね（No.5）。
- ・ 知的障害は、まだいいんですよ。問題は発達障害なんですね。そっちの方の支援体制が遅れてるなってすごく思いますね。何で精神障害者手帳なんだっていうかね。まずね。そこを子どもに納得させることから始めないといけない。「俺って精神障害者なの？」みたいな、なるし（No.1）。

障害受容には困難が伴うことも多い。施設で暮らす障害のある子どもの障害は軽度であることから、施設での生活では障害のあることが生活しづらさにつながることを認識する機会はありません。そのため、特別支援学校高等部に進学することを前提とした療育手帳の取得は、軽度の障害であるがゆえの障害受容の困難やそれに対する支援が重要となっている。また、知的機能の遅れを伴わない発達障害は精神障害として認定されることもあり、自分が知的障害だと言われることは受け入れられないけれども、発達障害の診断を受け、自らの困難を精神障害として説明され納得することで安心感を得るという状況もみられた。一方で、発達障害として診断され精神障害のカテゴリーに入れられることについて拒否感や葛藤が生じているケースもみられた。

だが、近年の特別支援学校高等部は希望すれば必ず進学できるものではなくってきている。そのため、子ども自身の障害受容支援とともに、特別支援学校高等部の学びについての情報提供や受験のための支援も必要になる。

- ・ 特別支援級に行っている子がA校という職業訓練に特化した（特別支援）学校に行くんですね。うちの地域だとB校の特別支援学校なんですけど、そこに行くかA校を受験するかと考えるときに、「私はその（障害を持っている人たちの）中でもできる方だから」という意識があって、A校を受験したいと言ったみたいです（中略）一応A校は試験があって、面接とかもあるんです。B校は面接はあるけど、みんな希望すれば入れるような感じで。そういう中で「A校は落ちる可能性もあるからね。落ちたらB校に行く可能性もあるよ」というところで本人と何回も話し合ったりはしていたんですけど（中略）A校は職業訓練なのできちっとやらなくちゃいけないんですよ。だから、その子の特性に合うかどうかはまず職員の方で考えますし、本人にも「そういう学校だけど頑張れるの？」という話もして、必ず両方とも見学に行って…という感じです（No.10）。

高等部は障害が重度の子どもの対象とした学校から、比較的軽度の障害の子どもの対象とし、障害者雇用を目指した「キャリア教育」を行う学校まで幅広い。また、「キャリア教育」

を行う学校のなかでも、さらに学校ごとの教育の特色があり就職率も異なる。施設の子どもが高等部を受験する場合、多様化した高等部のなかでもどの学校がその子どもに合っているのか、職員は情報収集をしてそれぞれの学校の特色を理解したうえで、子どもにわかりやすく伝えるという支援を行っていた。同時に、高等部に進学することが卒業後の就職だけでなく、その後の人生にどのような影響を及ぼすのかを見据えた障害受容のあり方についても語られている。

- ・ 進路を選ぶとき、それから、高校生年齢、卒園するころになると、それを、いかに卒園して、自分は障害（者）手帳を持った中で生きていくんだっていう次元までしっかりと落とし込んでいくかっていうところを、非常に気を使ったりはしています。障害が軽度ゆえに、「ふつう」にこだわる。（自動車運転）免許がほしい。子どもがほしい。ふつうのくらしを望む。できなさを受け入れる（No.5）。
- ・ 軽度ゆえにやっぱり、「何で、自分は普通じゃないんだ」と、「普通」にすごいこだわる。（自動車運転）免許が欲しいとか、子どもが欲しいとか。本当に、ちょっと差別的な発言すると、障害が重ければ、そういう発想ってあんまり出てこないんだろうな。でも、低い、ある程度すれすれのところだから、普通の暮らしをものすごく望むわけですよ。でも、できなさがあるみたいな子を受け入れていくっていうところの難しさがあるなっていうふうに実感はしてますね（No.1）。

高校進学にあたっては、職員からみて子ども自身が障害を受け入れがたいという気持ちを持っているかもしれないけれども、現実的な進路すなわち障害者として進学し、就職するという方向を見据えた支援が行われている。高校進学にあたって特別支援学校に進学するための支援すなわち「障害者ルート」に乗るための支援には、進学と就職にとどまらず、将来、「免許がほしい」、「子どもがほしい」といった「ふつうの暮らしを望む」ことを諦めなければならないものであると認識させることも含まれている。しかし、子ども自身はなぜ「ふつう」を諦めなければならないのか、を受け入れられない場合もある。

以上のように、普通級から特別支援学級への変更と高校進学に関わる支援では、子ども自身の障害受容への支援をはじめ、特別支援教育での学びに関する情報収集と情報提供、学校への見学・同行といった支援を行っていた。施設職員の役割としては、生活をともにしながら日常生活の場面において子どもの様子をアセスメントし、その子どもの性格や特性をふまえた進路をともに探しながらも、社会生活を送るための現実的な選択に導くことが重要であると考えられている。

第4節 親との意識の齟齬と働きかけ

特別支援学級へのクラス変更や高等部への進学については、子ども本人の希望、学校の説明や助言、親の意向などを確認して決定するのが一般的であると言える。施設では施設職員が親代わりとなって進路支援を行っているが、今日、児童養護施設で暮らしているほとんどの子どもには親がおり親権を持っているため、進路選択にあたっては親の意向を確認し承諾を得る必要がある。

児童養護施設で暮らす子どもの家族との交流関係に関する全国的動向としては、「面会」や

「電話・メール・手紙」、「一時帰宅」などの方法で家族との何らかの交流を持っており、「交流なし」の割合は19.9%であった（厚生労働省子ども家庭局2020a）。今回のインタビュー調査協力者の施設においても、方法や頻度はさまざまであるが、大半が親とコンタクトを取っており、子どもの進路の選択にあたっては親への説明、意向の確認や同意を得るための取り組みを行っていた。しかし、施設と保護者の間には、子どもの障害の捉え方や進路をめぐる齟齬が生じているケースもみられた。

- ・（問題）障害受容を親ができないこと。（筆者注：親の希望で）特別支援学校ではなく普通高校に入学し、その後へたる（だめになる）（No.2）。
- ・非常に抵抗が強い親御さんが多くて。「これまで通常級でやってたじゃないか。少しとろいかもしれない、勉強は苦手かもしれないけれども、でも、この子は通常級でやれるはずだ」というところの抵抗は強いかなと思います（中略）逆に、全日制のどこどこ高校を出て就職するって、女の子であれば、最後は〇〇（繁華街）しかなくなっちゃいますよっていうお話とかをしながら、ご理解はいただけるようにはしております（No.5）。
- ・小学校で支援学級に行っている子は（中学校も高校も）支援学校。だけど今の子は親がいる子もいてうるさいので、最終的には（学力）テストを受けさせる。あれで成績が出ると親にも（特別支援学校への進学に同意するよう）言えますからね（No.9）。

子どもの障害や特別支援学校進学に抵抗がある親も少なくない。その要因としては、子どもの「日常生活を親御さんたちは見ていない（No.5）」ために、障害に伴う困難についてリアリティがなく、障害を受容できないことに加え、「障害」というラベリングへの抵抗、進路選択のその先の就職や生活状況をイメージできていないことがあげられている。また、子どもの学力を過信しているという指摘もみられる。そのような状況に対して理解を求めるために、子どもに学力テストを受けさせ、その成績をもって普通高校への進学が困難であることを示したり、「最後は〇〇（繁華街での水商売を暗示）しかなくなっちゃいます」というように、特別支援学校に進学しなければ、将来、望ましくないとされる仕事をするしかないと言ったり、かなり強い説得を行っていることがわかる。一方で、普通高校にしる特別支援学校にしる、進学後につまずいてしまったケースも語られている。

- ・高校進学に関しても、親御さんと本人は全日制普通科への進学を希望されました。施設としては高等養護学校への進学を勧めました。僕はその間にいたので、僕としては単位制高校であったり通信制高校というところを折衷案としてお勧めしたんですけども、親御さんの意向がどうしても強くて、「もしだめになった場合は親が責任を取るので、全日制普通科に行かせてください」という、その意向に押し切られた感じで、全日制普通科の高校に進学しました（No.5）。
- ・中学のときに来て（入所して）、知的（障害）も精神（障害）もあったんですね。自分の障害受容もできていなくて、特別支援学校に進学したんですけど3年間ほとんど行けなかったんです（No.10）。

このような形で高校進学したケースでは、結局、不登校になってしまい、高校を退学すると施設を退所しなければならないのを施設側が何とか食い止めてきたことも語られていた。「親が責任を取る」と言っても、子どもの生活基盤が施設にあり家庭復帰が望めない状況では、親の関与は部分的にならざるを得ない。もちろん、子どもが施設で暮らしていても、何らかの形で親と子どもが関わりを持続けることは子どもにとって望ましいことだろう。しかしながら、上記のケースにみられるように、親の障害受容がネックになることもある。一方で、特別支援学校に進学したケースでも、進学したものの、「3年間ほとんど行けなかった」というケースもある。当然のことながら、特別支援学校に進学すれば必ずうまくいくというわけではないが、先にみたとおり、児童養護施設の子どもの退学率は、普通高校や定時制高校よりも特別支援学校のほうが圧倒的に低いというデータもあり、現場の施設職員の感覚とも符合している。

進路選択にあたっては、子ども本人、親、施設、学校、それぞれが考える子どもにとっての最善の選択が異なったり対立したりすることもある。施設職員はその調整も含めた支援を行い、調整した上の進路選択が子どもの現在と将来にとって失敗に思えるような厳しいものになったとしても、その結果を引き受けざるをえない状況にある。

第5節 進路支援の背景にあるもの

これまで、児童養護施設職員による障害のある子どもの進路支援についてみてきたが、子どもの状況や意思、親の意向は尊重しながらも、全般的には義務教育段階では普通級から特別支援学級への移行、高校進学にあたっては普通高校よりも特別支援学校高等部への進学を勧めていたことがわかる。義務教育段階での移行は子どもの学習状況や意思に沿ったタイミングに合わせている状況がみられたが、高校進学にあたっては療育手帳の取得等の条件があるため、保護者に対する働きかけはかなり強いものであった。その背景にどのような状況や考えがあるのかを確認する。

第1項 特別支援学校高等部と普通高校の進路指導の違い

高校卒業後、子どもたちは施設を退所して自立していかなければならない。近年では施設の子どもの大学等の高等教育機関に進学するケースが少しずつ増加してきてはいるものの、障害のある子どもが進学することはまずない。そのため、施設のリービングケアはいかにして子どもたちが安定的な生活を送れるような就職につなげるのかが重要になる。

- ・（特別支援）学校のカリキュラムの中で実習が何回もあって。学校の先生も一緒に実習の面接に行って、（子どもは面接で）何を言うか教えられていて。（中略、筆者注：面接の受け方や履歴書の書き方などを施設職員が教えなくても）全部、学校が授業の一環でやっていく（No.4）。
- ・（普通高校で）この時代、「就職は難しい」と学校で言われて、「進学はできないんですか、専門学校へ行けませんか」って言われるんです。「（施設で暮らしているので）経済的な支えがないんです」っていうことを簡単に説明するんですけど、「ああ、そっか。じゃあ、この子は何とか就職を決めなきゃいけないんだな」という視点で就職指導をしてくれるっていうくらい（No.4）。

- ・（特別支援学校では）就職がうまくいかなくて戻ってきた子に関しても、最初の就職を学校で紹介してるので、学校の方でもう一回就職斡旋をやり直しますって言うてくださるときもありますし（中略）普通学校は基本的にそれはないですね。もちろん、心ある先生がいっぱいいますが、（それは）教員の方個人のレベル（No.5）。

特別支援学校では実習がカリキュラムに組み込まれており、その実習においては、履歴書の書き方や面接指導も含めて、就職支援は「全部、学校が授業の一環でやっていく」というように学校側が責任をもって行っている。その実習がほぼ確実に就職につながることに加え、卒業後でも就職斡旋があるため、施設職員は特別支援学校に安心感と信頼感を持っており、普通高校にはない丁寧さがあると捉えている。一方、普通高校では、施設の子どもが経済的理由から高校卒業後の進学が厳しい状況であることは理解してくれるものの、経済的な問題のみならず親に支援を得ることの難しさなど、施設の子どもが抱える困難に対して配慮や協力を求めることは難しい。そのため、普通高校の進路支援は、特別支援学校のようなカリキュラムとしての就職支援ではなく、教員の個人レベルの支援に留まるものであると捉えている。したがって、療育手帳が取得できるレベルの障害程度である場合は、普通高校よりも特別支援学校のほうが望ましいと考えられている。

第2項 経済的安定と親から子どもを守ること

親を頼りにすることが難しい児童養護施設の子どもにとって、経済的な安定はもっとも重要な課題となる。上記のような特別支援学校の手厚い就職支援によって障害者雇用枠で就職することは、経済的な安定をもたらす。あらかじめ障害者であることを前提に雇用されれば、障害者として合理的配慮の提供を受けながら働くことができる。しかし、経済的な安定は生活の安定に必ずしもつながらないこともある。その背景には親の存在がある。

- ・ 底辺の全日制（高校）に行くよりも、福祉的支援を受けながら生活する方が、生活が安定するはずだという積極的な考え方のもとで特別支援（教育）を利用させるような子どもたちが増えている（中略）そういった就労をしながら、年金も合わせると月に20万ぐらいの収入を得てっていうような、将来的な流れ。（中略、筆者注：親が子どもの給料や障害年金を当てにするパターンは）往々にあります、やはり。親御さんがある程度関わることができる親御さんだと、その部分の心配というのは常につきまとうところがあって、それがあって、われわれの方である程度強引に、家庭引き取りではなくてグループホーム。（特別支援）学校もそこを非常に心配します（No.5）。
- ・ 社会的養護の子って親を当てにできないんです、経済的に、ほとんどの子が（中略）年金もらえるのが二十歳からじゃないですか。実際働き出しても障害者雇用ってすごく安いんですよ。低賃金なんですよ。だからグループホームに入ったら、ほとんど給料はそっちに取られちゃうんです。（退所した子どものために）生活保護の申請してきたんです、今日（No.1）。

ここでは、生活の安定のためには、「底辺の全日制（高校）」よりも「特別支援（教育）」という考え方が明確に語られている。たとえば20歳以上で受給できる障害基礎年金で2級に

該当する場合、受給額は月額約65,000円である（2020年度現在）。そのため、障害者雇用で13～14万円程度の収入があれば、障害者雇用の賃金と障害年金を合わせて月に20万円程の収入となる（2019年賃金構造基本統計調査によれば高卒者の平均初任給は16.7万円）。しかし、障害基礎年金は20歳にならないと受け取れないため、高校卒業後から20歳になるまでの2年間で問題になる。障害者雇用が低賃金でありグループホームの支払いで精いっぱいになってしまうため、20歳までの間を生活保護でつなぐケースは珍しくない。加えて、親は依存できないばかりでなく、親のほうに子どもに経済的な依存をする心配があるため、「ある程度強引に、家庭引き取りではなくグループホーム」を勧めるという状況がみられる。それは特別支援学校との共通認識である。「ある程度関わるができる親」であれば、あえて住まいは親と分離し、子どもを親から守るための対応を図っている。

第6節 小括

以上、児童養護施設における障害のある子どもの進路支援について、職員へのインタビュー調査の結果を考察した。概括すると次の諸点にまとめられる。第一に、進路支援の前提として子ども自身の障害受容を促す支援が行われていた。小中学校の段階において、通常級から特別支援学級もしくは通級への移行のタイミングについては、子どもの様子に合わせ、子どもの意思を尊重した支援が行われていた。しかしながら第二に、高校進学への進路選択では、普通高校よりも特別支援学校高等部への進学を後押しする支援が行われていた。高等部についての情報提供や高校見学を含め、施設職員が実質的には保護者としての役割を果たしていた。特別支援教育を勧める背景には、子どもを特別支援教育の枠組みのなかで教育を受け、就職につなげることを通して、退所後の経済的安定を図る目的がある。

第三に、親に対しても子どもの障害受容や進路支援に関する働きかけを行っていた。それは場合によってはかなり強い説得を伴うものであった。しかし、親の希望と施設側の進路支援の方向性と異なっていたとしても親や本人の希望を受け入れ、その選択の結果が「失敗」（学校に通えなくなるなど）だったとしても、できる限り退所させず、子どもをケアする責任を引き受け続けている様子がみられた。また第四に、施設職員は、特別支援学校高等部と普通学校では学校（教師）の「施設」に対する認識に違いがあると捉え、その違いをふまえた関わりをしていた。たとえば、特別支援学校の教師と施設職員の間には、施設退所後は親と分離した住まいであることが望ましいという共通認識のもと、子どもは働きながらグループホームで生活するという将来像を描いた就職先と住居を含めた進路支援を行う一方で、普通高校の教師は、就職が難しければ（学費などの経済的状況を考慮せず）進学を勧めるなど、施設の子どもがおかれた状況に対して理解が不足しているという認識を持っていた。

第4章 依存しながら自立する可能性を広げる契機としての進路支援

児童養護施設で暮らすことは、それがどのような経験であったとしても、子どもの人生に大きな影響を与えるものである。しかし、施設で暮らすことを自分で決めた子どもはほとんどいない。さまざまな事情があるにせよ、親の都合や児童相談所などの公的機関の判断によるものである。だが、進路は、それがどんなに限られた選択肢であったとしても、子どもにとっ

て人生の重要な局面を自分で決める経験になるよう、施設職員はサポートを行っている。施設で暮らす障害のある子どもの進路決定は、子ども自身が自分の将来につながる決定を、日常生活をともにする施設職員とともに行うという経験になっている。また、職員へのインタビューからは、親よりも専門職としての自分たち施設職員のほうが、子どもの将来を見通した進路支援ができるという自負もみられる。施設で暮らしている子どもの多くは、親・家族を頼りにすることが難しく、退所後は圧倒的に不利な状況のなかで生活をしていかなければならない。その現実を目の前にして、施設職員による障害のある子どもへの進路に関する支援の焦点は、特別支援教育のもとで学ぶことを通して、障害者として雇用され必要に応じて障害福祉サービスを利用できる状況をつくることによって、仕事と生活を安定させることであった。職員は、障害のある子どもが選択しうる選択肢の中で最善のものとして、このような「障害者ルート」を捉えている¹⁰⁾。

しかし、これまでの研究では、児童養護施設の子どもの障害は、障害判定上、軽度であることが多いため、自身の「障害」と向き合う機会や障害受容がなされないままこうした「障害者ルート」に乗ることは、アイデンティティの危機をもたらすという指摘もされてきた（新藤2020）。本稿での職員インタビューでは、子どもが「自分は障害（者）手帳を持った中で生きていくんだっていう次元までしっかりと落とし込んでいく」（No.5）ために、子ども自身の障害受容を促すことによって、アイデンティティの危機を回避するための手立てが取られていた。

一方で、職員には、運転免許がほしい、子どもがほしいといった「ふつう」の暮らしを望む、「ふつう」にこだわる、子どもたちの「声」も聞こえている。だが、職員による子どもの障害受容支援は「できなさを受け入れる」ことを促すものであると同時に、「ふつう」をあきらめさせることにも連動している。そのため、進路支援も含めた子どもの自立支援は、現実を直視させることかもしれないが、子どもたちが望む「ふつう」から子どもたちを排除することにつながっている。子どもが「大人になる」ライフコースのなかでの関心事は、進学や就職などと同等かそれ以上に、運転免許や恋愛・結婚かもしれない。進学や就職を通して経済的に自立することの必要性を強く求められながら、免許がほしい、子どもがほしいという望みはないがしろにされているのではないだろうか。

たとえば、知的障害者を対象とした研究では、彼らにとって最も身近な存在である親や障害者施設の職員といった「関与者」（Plath1980=1985）たちの、障害者のセクシュアリティに対する否定的な態度や考え方が、いかに当事者に影響を与え、当事者が実際に「障害者らしい」とされるライフコース—恋愛や結婚、出産・子育てを経験しない人生—をたどることにつながっているのかを示している（新藤2013）。施設職員のこうした態度や考え方は、社会から知的障害者に向けられるまなざしを受け止めるうちに形成されるものでもあるが、障害者のライフコースを制約する社会的障壁になりうる。だが、親と比較すると、福祉職として専門性が高いとみられる職員や勤務歴が長い職員のなかには、知的障害者の結婚を前向きに捉えている者もあり、実践的な展望を見出しやすいことが示唆されている（新藤2013）。

児童養護施設では施設職員が子どものもっとも身近な「関与者」であり、ライフコースに与える影響は大きい。だからこそ、施設職員は、障害のある子どもがライフコースのなかでケアやサポートを利用しながら生きることを当たり前のこととして捉え、そのことを積極的に肯定的なものとして子どもに伝える役割を担うことができる。児童養護施設における進路

支援は、施設職員や教師などの専門職とともに子ども自身が自分の人生を選び取るという経験であると同時に、他者からのケアやサポートを経験しながら、つまり、依存しながら自立する可能性を広げる契機となるよう、取り組まれるべきものである。こうした支援のあり方を普遍化するためには、障害の有無にかかわらず、また、児童養護施設の子どもの限らず、すべての人々に対する従来の自立支援のあり方を再検討することが必要なのではないだろうか。

* 本稿はJSPS科研費15K13098およびJSPS科研費16H02047の研究の成果の一部である。

注

- 1) 厚生労働省子ども家庭局（2020a）参照。2013年の同調査では児童養護施設における障害等のある児童の割合は28.2%であった。
- 2) 平成30年版厚生労働白書（2019）によれば、わが国の障害者数は増加傾向にあり、2006年では655.9万人であったのが、2018年には936.6万人と約10年間で1.4倍になっている。18歳未満の子どもについては、身体障害児は減少傾向にあるが知的障害児は増加傾向にある。発達障害者支援法に定義される発達障害のある子どもは、文部科学省による2012年度の調査では、小中学校で6.5%程度在籍しているとみられていたが（2012年度に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない）、小中学校の特別支援学級で学ぶ子どもは2019年度では2006年度の約2.7倍の約27万8千人、小中学校で通級による指導を受ける子どもは、約3.2倍の約13万4千人に急増している（文部科学省2020）。社会全体のなかで障害があると認識される子どもが増加し、それに比例して児童養護施設においても障害のある子どもが増加していると考えられる。
- 3) これまでの研究では、子どもに障害があることに加えて経済的困難をはじめとする複合的な不利を抱えている家庭において、障害のある子どもを育てることは、子育ての困難を引き起こし、虐待のリスクを高めることにつながると指摘されている（松本2013）。また、もともと発達障害のない子どもが被虐待経験によって発達障害のような症状を呈するという指摘もなされている（杉山2007）。
- 4) 社会的養護における子どもの権利条約批准やホスピタリズム論争など先進国の国際的な潮流を背景に、わが国は要保護児童の養護の場を施設優先から家庭養育優先に方向転換しており、社会的養護の内訳を見ても、児童養護施設に入所する子ども数は2008年から2018年にかけて30,695人から25,348人に0.8倍と減少しているものの、里親・ファミリーホームなどの家庭養護に委託・措置される子ども数は3,870人から7,104人に1.8倍に増加している（厚生労働省子ども家庭局2020b）。ただし、障害のある子どもはその障害特性やケアの必要性の高さから専門的な支援が必要であり、里親などの家庭養育になじみにくいことが推察され、相対的に児童養護施設における障害のある子どもの割合が増加していると考えられる。ただし、厚生労働省子ども家庭局（2020a）によると、何らかの障害のある子どもは、里親で24.9%、児童養護施設で36.7%であるがその差は年々縮まってきている。新しい社会的養育ビジョン（2018年）に示されている社会的養護を必要とする子どもたちの問題を永続的に解決する方策として提示されている特別養子縁組は、障害のある子どもが対象となりにくいことも推察される。たとえば、障害があることで、養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例（熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりゆりかご専門部会2017）や、障害のある子どもが養子になりにくい問題、すなわち特別養子縁組の「選別性」についての指摘（白井2018）がある。
- 5) 一方で、日常生活においてケアが必要な障害のある子どものための入所施設である障害児入所施設（福祉型・医療型）では入所理由の37.7%が虐待であり（厚生労働省子ども家庭局 2020a）、障害児入所施設においても社会的養護を必要とする子どもは増加傾向にある。
- 6) 児童養護施設の子どもの進学率は、大学等14.0%、専修学校等14.3%であり、合わせても28.3%にとどまっている。これらに対する政策的対応として奨学金制度の充実が図られているが（日本学生支援機構や東

京都の返済不要奨学金等)、全国的高等教育機関進学率が81.5% (文部科学省2018) であることを考えると、その差はあまりにも大きい。こうした進学支援のための奨学金などの制度や、進学せずに一般就職を目指す子どものための若者サポートステーションなどにおける就労支援は拡充されつつあるが、進学や一般就職になじまない子どもはこうした支援の網からこぼれ落ちている。そのため、経済的困難や孤立状態に陥りがちであることが調査研究 (たとえば京都市2017, NPO 法人ブリッジフォースマイル2017) から明らかにされている。

- 7) 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまで措置延長が可能である。
- 8) 一方で、児童養護施設では「増加しつづける障害に起因する特別なニーズをもつ子どもへの支援が求められる現状にいたっているが、十分な手立てが講じられないままに経過してきている」(中村2013) という指摘もあり、障害特性に沿った対応がなされにくいという状況の裏返しでもある。
- 9) 特別支援学校で学ぶ子どもは2017年度では2007年度の約1.3倍の約141,900人となっている。軽度の知的障害や発達障害のある子どもを持つ親たちのなかでも「戦略的に」特別支援教育を選択する人々を対象として、都市部では高等部に入学するための受験対策の塾も存在している。その結果、本来であれば特別支援教育がもっとも必要な存在であるはずの、相対的には支援度が高い子どもや、児童養護施設から高等部への進学を希望する子どもが不合格となり、やむを得ず定時制高校に進学するといった状況もみられる (埼玉県児童福祉施設協議会 2011)。
- 10) しかし、現実には障害者雇用枠での般就労において、雇用主側の合理的配慮の提供義務が果たされていないことや、障害を理由とした賃金差別が発生していることもあり、必ずしも安定的就労とは言えない状況もみられる (新藤2020)。

文献

- NPO 法人ブリッジフォースマイル 調査チーム, 2017, 『全国児童養護施設調査 2016 社会的自立に向けた支援に関する調査』ブリッジフォースマイル。
- 伊藤龍仁, 2009, 「発達障害をもった子どもの自立支援」全国児童養護問題研究会編集委員会編『児童養護と青年期の自立支援—進路・進学問題を展望する』ミネルヴァ書房。
- 木全和巳・堀場純矢・安形元伸ほか編, 2010, 『児童養護施設でくらす「発達障害」の子どもたち—理解と支援への手掛かり』福村出版。
- 京都市, 2017, 『児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書』。
- 厚生労働省, 2019, 『平成30年版厚生労働白書』
- 厚生労働省子ども家庭局, 2020a, 『児童養護施設入所児童等調査結果 (平成30年2月1日現在)』
- , 2020b, 「自立支援の充実」『社会的養育の推進に向けて』
- 熊本市要保護児童対策地域協議会こうのとりのゆりかご専門部会, 2017, 『「こうのとりのゆりかご」第4期検証報告書』。
- 松本伊智朗編, 2013, 『子ども虐待と家族—重なり合う不利と社会的支援』明石書店。
- 文部科学省, 2015, 『高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業』。
- , 2018, 『平成30年度学校基本調査』。
- , 2020, 『特別支援教育資料 (令和元年度)』。
- 村松健司・保坂亨, 2016, 「児童養護施設—学校連携の現状と課題—学校からみた視点を中心に」『千葉大学教育学部研究紀要』64, 123-131。
- 村松健司, 2018, 『施設で暮らす子どもの学校教育支援ネットワーク—「施設—学校」連携・協働による困難を抱えた子どもとの関係づくりと教育保障』福村出版。
- 永野咲, 2012, 「児童養護施設で生活する子どもの大学等進学に関する研究——児童養護施設生活経験者へのインタビュー調査から」『社会福祉学』52 (4) :28-40。

- 長瀬正子, 2011, 「高学歴達成を可能にした条件——大学等進学者の語りから」西田芳正編『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』解放出版社, 113-132.
- 中村尚子, 2013, 「児童養護施設で生活する障害児への発達支援」日本教育学会第72回大会発表資料.
- , 2016, 「児童養護施設で暮らす障害のある子どもにとっての特別支援教育」『立正大学社会福祉研究所年報』18, 5-14.
- 西田芳正編, 2011, 『児童養護施設と社会的排除—家族依存社会の臨界』解放出版社.
- Plath, David W. 1980, Long Engagements, Stanford University Press. (井上俊・杉野目康子訳, 1985, 『日本人の生き方——現代における成熟のドラマ』岩波書店.)
- 埼玉県児童福祉施設協議会調査研究委員会, 2011, 『埼玉県内の児童養護施設で生活する発達障がい疑われる子どもに関する実態調査』埼玉県児童福祉施設協議会.
- , 2019, 『施設における不登校児童の調査』埼玉県児童福祉施設協議会.
- 新藤こずえ, 2013, 『知的障害者と自立—青年期・成人期におけるライフコースのために』生活書院.
- , 2020, 「障害とともに生きる若者」杉田真衣・谷口由希子編『大人になる・社会をつくる—若者の貧困と学校・労働・家族』明石書店.
- 白井千晶, 2018, 「ダウン症候群を事由にした養子縁組の仲介・支援・決定の実践について」『社会と倫理』33, 119-133.
- 杉山登志郎, 2007, 『発達障害の子どもたち』講談社.
- 吉田耕平, 2018, 「児童養護施設における療育手帳を用いた子どもの進路指導」『東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要』8, 37-56.
- 全国児童養護施設協議会, 2006, 『児童養護施設における子どもたちの自立支援の充実に向けて——平成17年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告』全国児童養護施設協議会調査研究部.

Pathways and Support for Children with Disabilities Living in Residential Children's Homes

Kozue SHINDO

Key Words

Social care, intellectual disabilities, developmental disabilities, life course

Abstract

In recent years, there has been an increase in the number of children with disabilities living in residential children's homes. This paper focuses on career support for children living in residential children's homes, and interviews were conducted with staff members of these homes. The results showed that, first, support was provided to encourage children's acceptance of their own disabilities throughout their school years as a prerequisite for career support. Second, support was provided to encourage children to go on to senior high school for special needs students rather than regular high school, even if their disabilities were mild. Third, they were also working with the child's parents on disability acceptance and career support for their children. On the other hand, support for self-reliance, including career support, leads children to give up the "normal" life they want. However, children with disabilities are the ones who need care and support throughout the life course in the first place. Just as special education guarantees a place to learn and employment for the disabled provides a place to work, we should discuss how to guarantee a life with care and support from systems such as welfare and public assistance for the disabled. Career support could be a turning point to expand the possibility of living with care and support in the life course, i.e., dependence and independence.